

令和8年度 足立区地域包括ケアシステム推進会議

第1回 認知症施策推進部会

日時：令和8年7月29日（水）

午後2時～午後4時

場所：足立区役所1201会議室

次 第

1 開 会

2 協議案件

（1）認知症本人・家族ピアサポート事業（案）について

3 報告案件

（1）認知症施策推進計画について

（2）令和8年度認知症月間の取組について

4 そ の 他

（1）第2回認知症施策推進部会

ア 日程

令和8年11月6日（金） 午後2時～午後4時

イ 場所

足立区役所 1204会議室

5 閉 会

以上

令和8年度 第1回 認知症施策推進部会

令和8年7月29日

件 名	認知症本人・家族ピアサポート事業（案）について																								
所 管 部 課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつつ支援課																								
内 容	標記の件について、以下のとおり検討する。																								
	1 背景																								
	(1) 令和8年4月1日に施行した「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例」では、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲をもつことができ、本人や家族等が安心して住み続けられるまちの実現を目指している。																								
	(2) これまで区は様々な認知症施策を実施してきたが、認知症の本人や家族の意思・希望を尊重し、診断後も地域の中で孤立せず仲間とつながり、社会参加や日常生活を継続できるよう支援の充実を図ることが必要である。																								
	2 現状と課題																								
	足立区では、認知症本人や家族が参加できる場として、下記の事業を実施している。令和7年度における各事業の認知症本人及びその家族の参加者数は下記の通りである。																								
	<table><tr><th rowspan="2">事業</th><th rowspan="2">内容</th><th colspan="2">参加者数（人）</th></tr><tr><th>本人</th><th>家族</th></tr><tr><td>認知症カフェ</td><td>認知症本人やその家族が地域住民や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的として集まる場</td><td>1, 9 0 6</td><td>2 8 2</td></tr><tr><td>本人ミーティング</td><td>認知症の本人が集い自らの体験をもとに自分達のこれからのより良い暮らしや暮らしやすい地域のあり方を語り合う事業。</td><td>4 0 1</td><td>—</td></tr><tr><td>若年性認知症本人・家族交流会</td><td>6 4 歳以下の若年性認知症本人・ご家族のための情報交換の場</td><td>3</td><td>2 2</td></tr><tr><td>認知症本人家族会</td><td>認知症疾患医療センターが実施する 6 5 歳以上の認知症本人・家族のための情報交換の場</td><td>7</td><td>6 3</td></tr></table>			事業	内容	参加者数（人）		本人	家族	認知症カフェ	認知症本人やその家族が地域住民や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的として集まる場	1, 9 0 6	2 8 2	本人ミーティング	認知症の本人が集い自らの体験をもとに自分達のこれからのより良い暮らしや暮らしやすい地域のあり方を語り合う事業。	4 0 1	—	若年性認知症本人・家族交流会	6 4 歳以下の若年性認知症本人・ご家族のための情報交換の場	3	2 2	認知症本人家族会	認知症疾患医療センターが実施する 6 5 歳以上の認知症本人・家族のための情報交換の場	7	6 3
	事業	内容	参加者数（人）																						
			本人	家族																					
	認知症カフェ	認知症本人やその家族が地域住民や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的として集まる場	1, 9 0 6	2 8 2																					
本人ミーティング	認知症の本人が集い自らの体験をもとに自分達のこれからのより良い暮らしや暮らしやすい地域のあり方を語り合う事業。	4 0 1	—																						
若年性認知症本人・家族交流会	6 4 歳以下の若年性認知症本人・ご家族のための情報交換の場	3	2 2																						
認知症本人家族会	認知症疾患医療センターが実施する 6 5 歳以上の認知症本人・家族のための情報交換の場	7	6 3																						
足立区内に約 2 1, 0 0 0 人の認知症の方がいると推計されている※が、上記の事業につながる機会は十分ではなく、参加者の拡大や活動の活性化が課題である。																									
※ 厚生労働省「認知症および軽度認知障害（M C I）の高齢者数と有病率の将来推計」参考																									

2 事業目的

認知機能低下の疑いがある人や認知症の診断を受けた人、そしてその家族に対し、同じ経験を持つ認知症本人や家族がピアサポーターとなって、交流機会（ピアサポート会）において、不安の軽減や希望の共有を図るとともに、区の認知症施策事業や地域での社会参加につなげる。

3 認知症ピアサポート事業の全体像と今後の展開（資料１）

4 期待される効果

- （１）診断直後のご本人やご家族の認知症や認知機能低下に対する不安を軽減できる。
- （２）認知症カフェや本人ミーティング等必要な支援への参加や既存のチームオレンジとのマッチングを促進できる。

5 今後の課題

- （１）認知症本人・家族のピアサポート学習会の内容やサポート体制
- （２）認知症本人・家族支援としてのピアサポート会の位置付け

認知症ピアサポート事業（案）のイメージ図

目的

ものの忘れに不安がある方や認知機能低下の疑いがある方、認知症の診断を受けた方に対し、同じ経験を持つ認知症本人との交流機会（ピアサポート会）を提供することで、不安の軽減や希望の共有を図るとともに、区の認知症施策事業や地域での社会参加につなげることを目的とする。

認知症ピアサポート事業の全体像（流れ）

対象者

- ・ ものの忘れに不安がある方
- ・ 認知機能低下の疑いがある方
- ・ 認知症と診断された方
- ・ 上記に該当する方の家族



認知症地域支援推進員や
ハウカツ、かかりつけ医等
が把握し、ピアサポート会
につなぐ



ピアサポート会に参加

- (1) ピアサポーターによる体験談の共有
- (2) 参加者同士の意見交換
- (3) 日常生活や不安に関する語り合い
- (4) 地域活動等の紹介



認知症の事業につなげる

本人ミーティング

チームオレンジ

認知症カフェ

今後の展開

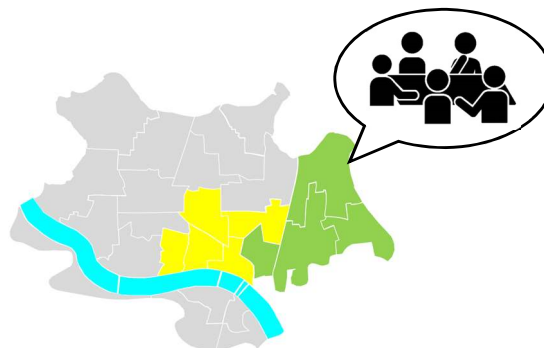
令和9年度

認知症本人や家族同士がピアサ
ポートするための学習会を開催



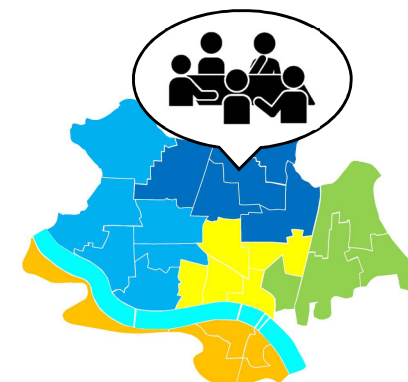
令和10年度

1～2ブロックでピアサポート会を実施



令和11年度以降

5ブロックでピアサポート会を実施



足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例

足立区は、認知症や認知症である者（以下「認知症の人」という。）を正しく理解し、認知症とともに区民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する様々な施策（以下「認知症施策」という。）を展開してきました。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）の制定を踏まえ、足立区では認知症施策をさらに推進し、認知症の有無にかかわらず、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、支え合うことで、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた区民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 認知症 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 2 条の状態を定める政令（令和 5 年政令第 3 6 7 号）で定める状態をいう。
- （２） 家族等 家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- （３） 区民 区内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(4) 事業者 区内において、事業活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 区、区民及び事業者は、認知症の人及びその家族等の意見を聴き、次に掲げる事項を基本理念として認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組を行うものとする。

(1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その意思が尊重され、日常生活及び社会生活の中で意見を表明するとともに、社会に参加する機会を確保することで、住み慣れた区に自分らしく暮らすことができること。

(2) 区民及び事業者が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることで、認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができること。

(3) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができること。

(4) 認知症の人の考えを十分に尊重しながら、良質かつ適切な医療・福祉サービスを途切れることなく受けられるよう必要な体制を整えること。

(5) 教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

(区の責務)

第4条 区は、区民及び事業者と行政各部所管が横断的に連携し、及び協働しながら、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、継続的かつ発展的に推進しなければならない。

(1) 区民及び事業者に対し、認知症や認知症の人に関する学びの機会を積極的に提供し、地域全体で認知症の人への理解を深めるための施策

(2) 認知症の人及びその家族等の意思決定に係る支援及び権利利益の保護のための施策

(3) 認知症の人及びその家族等に対する支援に係る人材の育成及び資

質の向上を図るための施策

(4) 認知症の人及びその家族等を地域の連携及び協働によって支え合い、認知症の人の社会参加につながるための取組及び環境整備に関する施策

(5) 認知症の人が地域の一員として、自らの経験や知見を活かし、意見を発信し、又は社会に貢献する機会を確保するための施策

(6) 認知症の人及びその家族等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析及び提供

(7) 認知症の予防に関する啓発及び知識の普及並びに認知症の取組に関する活動の支援

(8) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人及びその家族等が地域で安心して暮らすために必要な施策

(区民の役割)

第5条 区民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症の人及びその家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する知識や関心を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人に対し、その状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 区内において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう配慮し、及び情報を提供するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

条例の理念及び目標と施策の対応表（案）

条例前文	
足立区は、認知症や認知症である者（以下「認知症の人」という。）を正しく理解し、認知症とともに区民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する様々な施策（以下「認知症施策」という。）を展開してきました。 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）の制定を踏まえ、足立区では認知症施策をさらに推進し、認知症の有無にかかわらず、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、支え合うことで、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し、ここに、この条例を制定します。	
基本理念（条例第 3 条）	
1 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その意思が尊重され、日常生活及び社会生活の中で意見を表明するとともに、社会に参加する機会を確保することで、住み慣れた区に自分らしく暮らすことができること。 2 区民及び事業者が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることで、認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができること。 3 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができること。 4 認知症の人の考えを十分に尊重しながら、良質かつ適切な医療・福祉サービスを途切れることなく受けられるよう必要な体制を整えること。 5 教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組として行われること。	
目標（検討中）	施策（検討中）
（1）認知症になっても「やりたいこと」をあきらめず、自分らしく希望をもち、安心して暮らせる。 （条例前文、第 3 条－1）	ア （新規）認知症本人・家族のピアサポートの仕組み イ 本人ミーティング ウ 若年性認知症本人家族交流会（おりがみカフェ） エ 認知症本人家族の会（認知症疾患医療センター）
（2）認知症を理解し、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、地域で支え合う。 （前文 第 3 条－1， 2、3、5）	ア （重点）チームオレンジ イ 認知症サポーター養成講座 ウ 声かけ訓練 エ 認知症サポーターステップアップ講座 オ 認知症月間 カ 認知症カフェ キ 認知症なび★あだち（認知症ケアパス） ク 知ってあんしん認知症（リーフレット） ケ 地域福祉権利擁護事業 コ じぶんノート（エンディングノート）
（3）認知症に早期に気づき、適切な支援につなぐ。 （条例第 3 条－4）	ア （重点）あだちオレンジチェック（認知症検診事業） イ あだちオレンジサポート（検診後支援） ウ もの忘れ相談事業 エ 認知症地域支援推進員 オ 認知症訪問支援事業 カ 認知症初期集中支援事業 キ 認知症アウトリーチ事業 ク 認知症ケアプログラム推進事業 ケ 足立区認知症介護実践者研修 コ 高齢者虐待・認知症高齢者早期発見ネットワーク サ 見守りキーホルダー シ ひとり歩き高齢者等位置検索システム費用助成

令和 8 年 7 月 2 9 日

件名	令和 8 年度認知症月間の取組について																		
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者はつらつ支援課																		
内 容	認知症基本法では、9 月を「認知症月間」と定めている。足立区では、平成 3 0 年から毎年 9 月に認知症を理解するための普及啓発に関する取組を実施してきた。令和 8 年度の取組を以下のとおり実施する。 1 目的 早いうちから認知症について正しく知るとともに、区の認知症施策の取組についての情報を得るきっかけづくりを行う。併せて、認知症の人が地域で役割をもち、活躍できるといった「新しい認知症観」の普及を図る。 2 対象 区民 特に 4 0 歳代から 5 0 歳代をターゲットとする。 家族や自分自身の異変に早目に気づき、早期対応を促す。 3 内容 (1) 普及啓発イベント及びパネル展示																		
		<table><tr><th></th><th>認知症 V R 体験 (大内病院認知症疾患医療センター共催)</th><th>認知症に関する パネル展示</th></tr><tr><td>日程</td><td>9 月 5 日 (土)、6 日 (日)</td><td>①9 月 5 日 (土)、6 日 (日) ②9 月 8 日 (火) から 9 月 17 日 (木)</td></tr><tr><td>場所</td><td>アリオ西新井</td><td>①アリオ西新井 ②足立区役所アトリウム</td></tr><tr><td>内容</td><td>認知症の人の日常生活を V R で体験</td><td>認知症の条例や認知症を正しく理解するための情報、区が実施する認知症施策を紹介</td></tr><tr><td>定員</td><td>各日定員 120 名 (計 240 名)</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>「あだち防災フェア」を 同日程・場所で開催 ※ 認知症の人や家族向けに 避難所での過ごし方を周知 する等連携して実施する。</td><td></td></tr></table>		認知症 V R 体験 (大内病院認知症疾患医療センター共催)	認知症に関する パネル展示	日程	9 月 5 日 (土)、6 日 (日)	①9 月 5 日 (土)、6 日 (日) ②9 月 8 日 (火) から 9 月 17 日 (木)	場所	アリオ西新井	①アリオ西新井 ②足立区役所アトリウム	内容	認知症の人の日常生活を V R で体験	認知症の条例や認知症を正しく理解するための情報、区が実施する認知症施策を紹介	定員	各日定員 120 名 (計 240 名)		その他	「あだち防災フェア」を 同日程・場所で開催 ※ 認知症の人や家族向けに 避難所での過ごし方を周知 する等連携して実施する。
	認知症 V R 体験 (大内病院認知症疾患医療センター共催)	認知症に関する パネル展示																	
日程	9 月 5 日 (土)、6 日 (日)	①9 月 5 日 (土)、6 日 (日) ②9 月 8 日 (火) から 9 月 17 日 (木)																	
場所	アリオ西新井	①アリオ西新井 ②足立区役所アトリウム																	
内容	認知症の人の日常生活を V R で体験	認知症の条例や認知症を正しく理解するための情報、区が実施する認知症施策を紹介																	
定員	各日定員 120 名 (計 240 名)																		
その他	「あだち防災フェア」を 同日程・場所で開催 ※ 認知症の人や家族向けに 避難所での過ごし方を周知 する等連携して実施する。																		

(2) 若年性認知症本人による講演会

ア 日時

令和8年9月18日(金) 午後2時～4時

イ 場所

すこやかプラザ あだち

ウ 講師

丹野 智文(※1)氏

※1 39歳の時に若年性アルツハイマー型認知症と診断されたが、その後もネットヨタ仙台で営業職から事務職へ異動し、現在認知症の啓発活動を業務として同社に勤務している。ピアサポートや全国・海外で講演活動も行っている。

エ 定員

90名(申込は先着順。申込期間は、8月20日(木)から9月11日(金)まで)

オ 周知

(ア) あだち広報(8月10日号)

(イ) 区公式ホームページ、SNS

(ウ) 区公式LINE「あだち脳活ラボ」にて発信

(エ) チラシ配布(地域包括支援センター、住区センター、地域学習センター等)

カ その他

講演会終了後アーカイブ配信(講演会後1年間)

(3) 認知症施策に関するオンラインアンケートの実施

4 周知方法

(1) 普及啓発用リーフレット、ポスター、ポップを区内医療機関、薬局、駅、商業施設、区の関連施設(区民事務所、住区センター、保健センター)等に配布

(2) あだち広報(8月25日号)

(3) SNS(あだち脳活ラボ、A-メール等)